

第 号 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(注意)

1 この申請の要件である給与の支払を受ける者の人数が「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者がいるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

2 納期の特例について承認を受けていた事業所は、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、この旨を速やかに町長に届け出なければなりません。

3 滞納や著しい納入遅延があるような場合については、この特例の承認を取り消す場合があります。

4 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所において、本年度も引き続き納期の特例の承認を受けたい場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。

年 月 日 (宛先) 木曾岬町長	申 請 者	氏 名 又 は 法人の名称及び 代 表 者 氏 名											特別徴収義務者指定番号	
		住 所 又 は 所 在 地	〒										電 話 番 号	
		法 人 番 号												担 当 者 名
地方税法第321条の5の2及び町税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。														
特例の適用を受けようとする税額		年 月 (月 日納期分) 以降の納入に係る町民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額												
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受けた者の人員及び各月の支払金額(外……は臨時勤務者に係るもの)		年 月	人	円	年 月	人	円							
		外	人	円	外	人	円							
		年 月	人	円	年 月	人	円							
		外	人	円	外	人	円							
		年 月	人	円	年 月	人	円							
		外	人	円	外	人	円							
(1) 現に町税の滞納があり、又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日														

※町記入欄	処理区分	承 認	施行	年 月 日	決 裁	年 月 日	起 案	年 月 日
		却 下	名 簿 記 入		徴収簿帳 合 記 入		通 知 書 作 成	
	(却下の理由)							

三重県内全市町共通様式
三
重
県
内
の
他
市
町
に
提
出
す
る
場
合
も
ご
使
用
い
た
だ
け
ま
す
。
宛
先
を
訂
正
し
て
、
提
出
先
の
市
町
名
を
記
載
し
て
く
だ
さ
い
。